

平成二十三年七月二十五日提出  
質問第三四八号

液化化被害に対する国の支援に関する質問主意書

提出者  
木村太郎

## 液状化被害に対する国の支援に関する質問主意書

先の報道によると、東日本大震災で、液状化現象による住宅などの被害は、東北三県以外の関東六都県六十三市区町に及んでおり、約二万三千七百戸に上ることが分かった。政府は五月、被災者生活再建支援法に基づき支援金給付対象となる被災世帯を拡大したものの、全壊の戸数の少ない地区では対象とならず、その支援については限定的と言わざるを得ない。中には土地の隆起や陥没により、家屋が傾いた修理に高額補修費を必要とする場合、更に行政が造成した土地ということを感じて買ったが、この状態では建て直しや売却することも困難な世帯もある。また自治体の努力によって独自の支援金を支給しているところもあると聞くが、可能な限り対象以外の世帯に対しての支援措置については公平に講じることが重要と考える。

尚、液状化現象は、日本ではこれまでの被害で最大と言われており、国及び自治体は一体となって、軟弱地盤の土地における特定作業や地盤改良などの対策を早急に進める必要がある。

従って、次の事項について質問する。

- 一 政府の被災者生活再建支援制度の概要を見ると、支援金の支給額について加算支援金を含めても最大三百万円となっているが、被災者が満足しうる妥当な金額と評価しているのか、菅内閣の見解如何。

二 一に関連し、被災世帯を拡大したものの、その支援については限定的と言わざるを得ない。対象外である全壊の戸数の少ない地区に、国としてどのような対応をしていくのか、菅内閣の見解如何。

三 一と二に関連し、土地の隆起や陥没により、家屋が傾いた修理に高額補修費を必要とする場合、更に行政が造成した土地ということを買ったが、この状態では建て直しや売却することも困難な世帯に、国としてどのような対応をしていくのか、菅内閣の見解如何。

四 一と三に関連し、今回の液状化現象は、日本ではこれまでの被害で最大と言われており、国及び自治体は一体となって、軟弱地盤の土地における特定作業や地盤改良などの対策を早急に進めるべきと考えるが、国として今後どのように効果的な対策を講じていくのか、菅内閣の具体的な見解如何。

右質問する。